

離島振興法の改正・延長について

離島振興法は、昭和28年の制定以来、これまでの5次にわたる改正・延長とともに離島振興施策の充実が図られ、特に離島における社会資本整備による経済的効果は、雇用創出の面でも大きな役割を果たしてきた。

しかし、近年の公共事業の縮減や離島の基幹産業である第一次産業等の低迷による雇用機会の不足から、依然として人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

離島は、我が国の領域や排他的経済水域の保全といった国家的役割とともに、豊かな自然環境や伝統文化など、地域資源を有することによる国民的役割も担う、我が国にとってかけがえのない財産である。

このことは、離島に住民が居住することではじめて成り立つものであり、現状のまま離島の人口が減少を続ければ、住民による国境監視機能や国土の保全に支障を来し、国益を大きく損なうことが懸念される。

離島の多様性を活かした離島振興の取組を推進していくためには、地元の努力だけでは限界があることから、離島のさらなる振興に向け、離島振興法に基づく施策の展開が是非とも必要である。

このようなことから、平成25年3月末をもって失効する現行の離島振興法について、次の内容を盛り込んだ抜本的な改正を行うとともに、期限の延長を行うよう求める。

- 1 豊かな自然や歴史文化に恵まれた離島を、我が国の将来に関わる課題解決のための先進モデルの実践の場と位置づけ、高齢化・環境・エネルギー政策等の取り組みを国家戦略として展開すること。
- 2 離島の自立的発展の実現に向けて、離島航路の運賃低廉化やガソリン・重油・軽油・プロパンガスの本土との価格差解消など、離島の不利条件の解消に国策として取り組むこと。

- 3 住民の定住促進を図るため、従来にない思い切った産業振興策を講じることにより雇用の場を確保するとともに、住民のより安全・安心な暮らしを実現するため医療・福祉の充実、下水道等の必要な社会資本整備など総合的な施策を講じること。
- 4 国土の外縁部に位置し、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、海上交通の安全の確保などの国家的役割を担う国境離島に対しては、国庫補助率の嵩上げ、税の軽減措置等さらに強力な支援策を講じること。
- 5 離島の自立的発展に必要な財源を確保するため、離島振興一括交付金や離島振興債、離島振興基金といった新たな財源措置を創設し、離島の実情に応じた地方交付税措置を講じること。

平成23年11月

九州地方知事会

会長 大分県知事 広瀬 勝貞